

旅行条件（要約）

※旅行条件の詳細についてはお申込み時に当協会窓口でお尋ね下さい。

契約の変更、解除・責任・免責損害賠償に関する事項は、当協会旅行業約款ならびに旅行業法に定めるところによります。

1、お申し込み

お申込みをいただきましたら当協会より旅程表等を送付致します。旅行代金は原則出発の10日前までにお支払いをお願いいたします。

※各コースの最小催行人員より催行致します。

※旅行の安全かつ円滑な実施が不可能と判断される場合、日程の全部または一部を変更もしくは解除することがございます。

2、取消料

お客様のご都合により旅行契約を解除もしくは変更する場合、別途定めた以外は下記の通り取消料を申し受けます。

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算して10日前に当たる日以降の解除	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7日前に当たる日以降の解除	旅行代金の30%
旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
旅行開始日の当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または△連絡不参加	旅行代金の100%

3、当協会による旅行契約の解除

当協会は旅行契約を解除することがあります。

4、当協会の責任

当協会は当協会または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は10万円（ただし、当協会に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

5、特別補償

当協会はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、所定の補償金及び見舞金を支払います

6、お客様の責任

お客様の故意又は過失により当協会が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当協会から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

7、個人情報の取り扱いについて

当協会は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当協会は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。

当協会は、当協会が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。

8、募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当協会旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当協会旅行業約款をご希望の方は、当協会にご請求ください。

旅行企画・主催
一般社団法人 延岡観光協会 宮崎県知事登録旅行業第2-158号 〒882-0053 延岡市幸町2丁目125ココレッタ延岡2F TEL 0982-29-2155 国内旅行業務取扱管理者・岩本晋長

※上記の国内旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記取扱管理者にご質問下さい。